

J 0 4 0 局所灌流（1日につき）

1 悪性腫瘍に対するもの

4, 300点

2 骨膜・骨髓炎に対するもの

1, 700点

注 局所灌流を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。

(平成28年3月4日 厚生労働省告示第52号)

(局所灌流)

(1) 開始日の翌日以降に行ったものについては、区分番号「J 0 0 0」創傷処置における手術後の患者に対するものに準じて算定する。

(2) 局所灌流を夜間に開始した場合とは、午後6時以降に開始した場合をいい、終了した時間が午前0時以降であっても、1日として算定する。ただし、夜間に局所灌流を開始し、12時間以上継続して行った場合は、2日として算定する。

(平28.3.4 保医発 0304 第3号)